

第4次プランの方向性

○基本的な考え方（第1回審議会 合意事項）

- 1 基本目標及び基本理念は、神奈川県男女共同参画推進条例（※参考資料4-1）に基づき、プラン（第3次）の考えを引き継ぐ。
- 2 プラン（第3次）をベースに現状と課題を踏まえ、依然課題が残されているものは項目を引き継ぐ。
- 3 女性活躍推進法の推進計画として位置づけることを前提に、さらに、国の第4次男女共同参画基本計画の内容を勘案しながら、追加すべき項目や充実すべき項目を検討する。
- 4 2、3を踏まえ、重点目標、施策の基本方向等を検討する。
- 5 計画期間は5年（H30年度～34年度）とする。

＜基本目標＞（参考：第3次）

女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる社会へ

職場や、家庭、地域など、あらゆる場で男女がお互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

＜基本理念＞（参考：第3次）

県は、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、次の基本理念に基づき、施策を遂行していきます。

- (1) 性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること
(人権の尊重)
- (2) 社会のあらゆる分野で、男女が意思決定過程に共同して参画できるようにすること
(あらゆる分野への参画)
- (3) 誰もが、仕事と生活との両立ができるようにすること
(ワーク・ライフ・バランスの実現)
- (4) 性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること
(固定的性別役割分担意識の解消)

＜重点目標及び施策の基本方向＞

資料4-2及び資料4-3に基づき、本日の第2回審議会において、ご検討いただく。